

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和7年12月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種実費徴収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 ⑥新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表の14、126の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項及び同法第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項及び同法第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康づくり局 健康管理課
②所属長の役職名	健康管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課(みどり市大間々町大間々番地1511 0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課(みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [委託しない]		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [提供・移転しない]		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [接続しない(入手)] [接続しない(提供)]		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を取得しており、その際手作業が介在するが複数人での確認を行う事を徹底し、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。また、事務処理手順をマニュアル化し担当者間で共有している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	情報漏えいを防ぐために、システムの利用に際してはパスワード設定を行い運用している。また、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	平成27年8月に見直しを行つたため
平成27年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】17、18、19の項	事後	平成27年8月に見直しを行つたため
平成27年4月1日	5.評価実施期間における担当部署②所属長	健康管理課長 藤生喜義	健康管理課長 尾池政江	事後	平成27年8月に見直しを行つたため
平成27年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 対象評価の事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	平成27年8月に見直しを行つたため
平成27年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の集計か	平成27年3月17日 時点	平成27年8月31日 時点	事後	平成27年8月に見直しを行つたため
	5.評価実施期間における担当部署②所属長	健康管理課長 尾池政江	健康管理課長	事後	
	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年12月17日	4. 情報提供提供ネットワークシステムによる情報提供②法令根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】17、18、19、115-2の項 【別表第二における情報提供の根拠】16-2、16-3の項		事前	
令和3年6月7日	事務の概要	事務の概要を入力。 予防接種法に基づき接種の実施(委託契約)及び接種の勧奨を行っている。 ①予防接種の予診票の発行 1. 乳幼児期に受けるものについては申請時訪問時に交付。 2. 学齢期等に受けるものについては郵送にて交付 ②委託料の支払い 1. 各医師会が予診票を取りまとめ市へ請求 2. 内容を確認後、各医療機関へ支払	予防接種法、新型インフルエンザ等特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徵収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 ⑥新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年6月28日	事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徵収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 ⑥新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務	予防接種法、新型インフルエンザ等特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費徵収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 ⑥新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	感染症のまん延防止を目的とした緊急措置によるもの
令和3年6月28日	システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	感染症のまん延防止を目的とした緊急措置によるもの
令和3年6月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表第一の10の項、第93の2の項、第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表第一の10の項、第93の2の項、第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第5号(委託先への提供)	事後	感染症のまん延防止を目的とした緊急措置によるもの
令和3年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表第一の10の項、第93の2の項、第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 别表第一の10の項、第93の2の項、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第6号(委託先への提供)	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 17、18、19、115-2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16-2、16-3の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 16-2、17、18、19、115-2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16-2、16-3の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和3年7月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 ⑥新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行なう。	予防接種法、新型インフルエンザ等特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。 ①予防接種の実施 ②予防接種実費収 ③予防接種の記録 ④健康被害の救済措置 ⑤予診票の発行 ⑥新型インフルエンザ予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行なう。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	感染症のまん延防止を目的とした緊急措置によるもの
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みどり市 保健福祉部 健康管理課 (みどり市笠懸町鹿250番地 0277-76-2111)	みどり市 保健福祉部 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	事後	3地区の保健センターが令和4年4月1日より大間々保健センターへ統合されたため
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みどり市 保健福祉部 健康管理課 (みどり市笠懸町鹿250番地 0277-76-2111)	みどり市 保健福祉部 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	事後	3地区の保健センターが令和4年4月1日より大間々保健センターへ統合されたため
令和4年8月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年7月1日時点		
令和4年8月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年7月1日時点		
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 健康管理課	保健福祉部 健康づくり局 健康管理課	事後	令和5年4月1日より組織改編により健康づくり局が新設されたため
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みどり市 保健福祉部 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	事後	令和5年4月1日より組織改編により健康づくり局が新設されたため
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みどり市 保健福祉部 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	事後	令和5年4月1日より組織改編により健康づくり局が新設されたため
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点		
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点		
令和7年12月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表第一の10の項、第93の2の項、第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 别表14、126の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第6号(委託先への提供)	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 16-2、17、18、19、115-2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16-2、16-3、115-2の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項及び同法第27条、第29条、第30条、第31条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項及び同法第27条、第28条、第155条、第156条	事後	法令改正に伴う変更
令和7年12月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	事後	庁舎移転に伴う住所変更
令和7年12月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1497番地1 0277-76-2111)	みどり市 保健福祉部 健康づくり局 健康管理課 (みどり市大間々町大間々1511 0277-76-2111)	事後	庁舎移転に伴う住所変更
令和7年12月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	評価再実施に係る変更
令和7年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	評価再実施に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を取得しており、その際手作業が介在するが複数人での確認を行う事を徹底し、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。また、事務処理手順をマニュアル化し担当者間で共有している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	情報漏えいを防ぐために、システムの利用に際してはパスワード設定を行い運用している。また、特定個人情報を含む申請書類等は施錠できる棚に保管している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更に伴う項目追加